

# 第27回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

## 次 第

令和2年5月26日（火）16時00分から  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

## 新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

### 1. 現在の状況

#### ○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 5月25日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	1,642,021	97,698
ブ ラ ジ ル	363,211	22,666
ロ シ ア	344,000	3,536
英 国	259,559	36,793
ス ペ イ ン	235,772	28,752
イ タ リ ア	229,858	32,785
ド イ ツ	180,328	8,283
ト ル コ	156,827	4,340
フ ラ ン ス	144,921	28,367
イ ラ ン	135,701	7,417
そ の 他	1,663,600	73,293
合 計	5,355,798	343,930

※ 204の国・地域で確認されている。

#### ○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 5月25日0時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	5,152	280
大 阪 府	1,781	78
神 奈 川 県	1,322	71
北 海 道	1,039	79
埼 玉 県	999	46
千 葉 県	904	44
兵 庫 県	699	40
福 岡 県	662	25
愛 知 県	506	34
京 都 府	358	14
そ の 他	2,982	119
合 計	16,404	830

※チャーター便帰国者15名、空港検162名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

#### ○ 都の発生状況 5,160名（5月25日19時45分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者等 5,157名（うち死亡者288名）

## ○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置  
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び  
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置

	第 23 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 2 8 日	第 24 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
4 月 1 日	第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	第 10 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4 月 6 日	第 26 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 7 日	第 27 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 1 日	第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 6 日	第 29 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 2 2 日	第 30 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 2 4 日	第 31 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 2 7 日	第 32 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5 月 1 日	第 11 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
5 月 4 日	第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 1 4 日	第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 2 1 日	第 35 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 2 5 日	第 36 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
	新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言発出

## ○ 都の動き

1 月 2 4 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 1 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 7 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 2 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 8 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 3 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 9 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 4 回東京都危機管理対策会議
1 月 3 0 日	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
	第 1 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1 月 3 1 日	第 2 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 3 日	第 3 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 7 日	第 4 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 2 日	第 5 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 4 日	第 6 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 7 日	第 7 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 8 日	第 8 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 2 1 日	第 9 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 2 6 日	第 10 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 3 日	第 11 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 1 2 日	第 12 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

3月23日	第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月26日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
3月27日	第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月30日	第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月1日	第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月6日	第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月8日	第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月10日	第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月15日	第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日	第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月5日	第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月15日	第23回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月19日	第24回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月22日	第25回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月25日	第26回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 2 都の対応

### [新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・ 文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・ 「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・ 内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・ 「都としての新たな対応方針」策定
- ・ 内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・ 1都4県知事共同メッセージの発信
- ・ 九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・ 東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・ 東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・ 東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）
- ・ 都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都

圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）

- ・東京都緊急事態措置の延長（外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（骨格）の公表
- ・令和2年第二回定例会補正予算案を公表
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップの公表
- ・ステップ1における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応（案）発表

## 新型コロナウイルス感染症への各局の対応

### ○ 各局における主な対応

#### (総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施
- ・ 東京都人権プラザで「新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談（法律相談）」を実施
- ・ 都立大・産技大・都立高専で、オンラインによる授業等を実施
- ・ 家計急変に伴う減免を都立大・産技大の授業料に適用
- ・ 経済的に困難な状況にある大学生等にアルバイトの機会を提供する取組を実施【全庁的取組】
- ・ 御蔵島村役場の業務支援のため、三宅支庁の職員を派遣

#### (政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（5月20日現在）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4月9日）
- ・ 「いのちを守る STAY HOME 週間」1都3県共同キャンペーン実施（4月25日～5月6日）  
1都3県知事共同ビデオメッセージ発出（5月1日）
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（5月19日）
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始（ほぼ毎日午後6時45分から配信）（5月11日より、午後6時30分からに変更）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する東京都の支援策をとりまとめ、東京都公式ホームページ等に掲載（4月14日）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対策（第四弾）を発表（4月15日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する支援策について、より分かりやすく検索・閲覧できる「東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」を開設（5月5日）
- ・ 都主催イベントについては、緊急事態措置の延長に伴い、5月31日まで中止・延期の対応を継続（戦略政策情報推進本部）
  - ・ 東京都と区市町村との間における Web 会議の開催を促進するため、区市町村に対し Web カメラ・モニター・端末等の資材や通信費・ライセンスを提供
  - ・ 軽症者等を受け入れる宿泊療養施設に「健康アプリケーション」を導入（財務局）
    - ・ 都庁展望室の休室
    - ・ 契約事務手続きに関する対応（工事、設計等委託、物品買入れ等）
    - ・ 公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの策定及び周知（主税局）
      - ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
      - ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
        - ・ 期限までに申告等が困難な場合、申請により申告期限の延長を実施
        - ・ 自動車税の下肢等障害者減免について、窓口申請に加え郵送による申請受付を開始
        - ・ 納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を6月1日より開始
- （生活文化局）
  - ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
  - ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
  - ・ 都民への感染症対策に関する知事や著名人によるメッセージなどを、SNS、テレビ・ラジオ CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
  - ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
  - ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
  - ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
  - ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
  - ・ 3月13日～15日、4月11日～5月6日に、新聞主要6紙に相談フロー図、問い合わせ窓口、知事メッセージ等を掲載
  - ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
  - ・ 消費者に向けて、マスクやトイレットペーパー、食料品の買い占めや感染症関連の消費者トラブルについて、ホームページや SNS で発信
  - ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
  - ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
  - ・ 都立文化施設等の休館（5月6日まで）
  - ・ 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
  - ・ 旅券（パスポート）の申請受付を5月6日まで休止
  - ・ 一時滞在施設用に体温計450本を提供



- ・ 計量検定所における検定の緊急対応（医療機関向け血圧計 2950 台、酒精度浮ひょう 20 本）
- ・ 生活面で不安などを抱える外国人の方の相談に多言語で対応する「東京都外国人新型コロナ生活相談センター（Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents）〔略称：TOCOS トコス〕」を開設
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信するテレビ番組を新たに開始するなど情報発信を強化
- ・ 「STAY HOME 週間」ポータルサイト開設、東京動画特設コーナー設置（事業者サイトとのコラボあり）
- ・ 広報東京都 5 月号 1 面・2 面で、外出自粛及び外出時の注意、各相談窓口等、緊急対応策第 4 弾(概要)、都税等支払い猶予、テレワーク導入・活用支援について掲載
- ・ 外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、TOCOS を 5 月 4 日から 6 日まで臨時開設
- ・ 都立文化施設等の休館期間（現行 5 月 6 日まで）を延長
- ・ 旅券（パスポート）の申請受付の休止期間（現行 5 月 6 日まで）を延長
- ・ 芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト」の事業開始
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、旅券（パスポート）の申請受付を 6 月 1 日から再開

#### （オリンピック・パラリンピック準備局）

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・ 都立スポーツ施設等の休館

#### （都市整備局）

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け
- ・ 鉄道駅等へのポスター掲示等を通じた外出自粛の呼び掛け
- ・ 新宿・渋谷・東京エリアにおける鉄道利用者数の動向を発信
- ・ SNS やラジオ等を通じた交通・物流等に従事する方へのエールの発信

#### （住宅政策本部）

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少に伴い、一時的に使用料等のお支払いが困難な事情がある都営住宅・公社住宅の居住者等の方に対し、使用料等のお支払いを一定期間猶予
- ・ 都営住宅においては、既存制度である収入の再認定及び減免制度を活用して、転職、退職等による収入減少の場合、最新の収入に応じた使用料への見直しや、さらに一定基準以下の収入の場合には使用料の減額を実施

#### （環境局）

- ・ 自然公園施設等の利用休止の実施

#### （福祉保健局）

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 1 1 万枚を提供
- ・ 都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れる

ため、ホテルなどの施設を都が確保（4月7日受け入れ開始）

- ・ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供
- ・ 宿泊療養者専用ストレス電話相談窓口を開設
- ・ 入院・宿泊療養者向けのサポート体制を確保（子供の一時預かり、高齢者・障害者の介護・介助、ペットの一時預かり）

（病院経営本部）

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

（産業労働局）

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討  
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請  
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本IT団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成
- ・ 「東京都感染拡大防止協力金」の申請受付を開始

（中央卸売市場）

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
- ・ 市場経由の生鮮食料品等をECサイトで販売する事業者等をホームページで紹介する「おうち de 市場」を開始

（建設局）

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施

（港湾局）

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施

（交通局）

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

（水道局・下水道局）

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

（下水道局）

- ・ 日本水環境学会と連携し、下水中の新型コロナウイルスの分析を進めていくため、水再生センターにおいて下水の採取・保管を実施

（教育庁）

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知  
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う都立学校の対応を通知  
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）

（人事委員会事務局）

- ・ 採用試験の延期  
（令和2年度「東京都職員 I 類 B 採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員 I 類 A 採用試験」）
- ・ 管理職選考の延期

（東京消防庁）

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止
- ・ 採用試験の延期（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及びI類）」）
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期
- ・ 予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
- ・ 事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

## ○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

# 外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容

改定箇所

外出自粛

事業者に対する休業要請等

学校

●全てのSTEPにおいて、適切な感染防止対策の実践を実施するとともに、令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」に留意すること。

STEP0

- 8割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛
- クラスター発生歴のある施設（※）の利用自粛
- 他県への移動の自粛

- 遊興施設、運動・遊技施設、劇場、商業施設等を対象
- 飲食店等は短縮営業（夜8時まで。酒類の提供は夜7時まで）

- イベント開催の自粛

- 休校

STEP1

- 外出時における「新しい日常」の徹底

- 都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和（例）・博物館、美術館、図書館 → 入場制限等を設けることを前提に施設の再開
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜10時まで）

- 下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）100人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）200人以下

- 引き続き休業要請となる施設の利用自粛

- クラスター発生歴がなく、3つの密が重なりにくい施設を緩和（例）・劇場等 → 入場制限や座席間隔の留意を前提に施設の再開
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜10時まで）

- 下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）100人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）200人以下

- クラスター発生歴のある施設（※）の徹底した利用自粛

※接待を伴う飲食店等  
ライブハウス

- クラスター発生歴があるか、またはリスクの高い施設を除き、入場制限等を前提として全ての施設を再開
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜12時まで）

STEP3

- 他県への不要不急の移動の自粛（6/18まで）

- 6/19以降、下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）1,000人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）1,000人以下  
〔 7/10以降：（屋内）5,000人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）5,000人以下 感染状況を見つつ、8/1以降を目途：（屋内）収容定員の半分以下 〕

- 再開登校日の設定数を変更して対応（オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ）



適切な感染予防策を講じたうえで、全ての施設について緩和

※接待を伴う飲食店等及びライブハウスの使用制限の緩和については、国の対処方針等を踏まえ対応を検討

# 休業要請の緩和のステップ(施設別)

改定箇所

施設の種類	内訳	ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3
展示施設	博物館、美術館、図書館 等	×	○	○	○
運動施設(屋内)	体育館、水泳場、ボート場 等	×	△ 観客席部分は使用停止	○	○
運動施設(屋外)	野球場、テニス場、陸上競技場 等	△ 観客席部分は使用停止	△ 観客席部分は使用停止	○	○
運動施設(屋外)	屋外水泳場(専ら遊技を対象とする施設を除く。)	×	△ 観客席部分は使用停止	○	○
大学 等	大学、専修学校(高等専修学校を除く。)、各種学校等の教育施設	×	○ 分散登校等	○	○
文教施設	学校(大学等を除く。)	×	○ 登校日の設定数を変更して対応(オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ)		
学習塾等	自動車教習所、学習塾 等	×	×	○	○
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等	×	×	○	○
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) 等	×	×	○	○
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	×	×	○	○
運動施設(屋内)	スポーツジム	×	×	○	○
遊興施設等	カラオケ、バー(接待を伴わないもの)、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店 等	×	×	×	○ 飲食・酒類の提供については、朝5時～夜12時まで
遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、遊園地 等	×	×	×	○
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配等を含む。)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜8時まで(酒類の提供は夜7時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜10時まで(酒類の提供は夜10時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜10時まで(酒類の提供は夜10時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜12時まで(酒類の提供は夜12時まで)
遊興施設等	接待を伴う飲食店、個室付浴場 等	×	×	×	(※4)
	ライブハウス	×	×	×	(※4)
イベント		×	△(※5) (屋内) 100人以下、かつ収容定員の半分以上 (屋外) 200人以下	△(※5) (屋内) 100人以下、かつ収容定員の半分以上 (屋外) 200人以下	△(※5) (屋内) 1,000人以下、かつ収容定員の半分以上 (屋外) 1,000人以下 【7/10以降】 (屋内) 5,000人以下、かつ収容定員の半分以上 (屋外) 5,000人以下 【感染状況を見つつ、8/1以降を目標】 (屋内) 収容定員の半分以上

※1 ○:使用可 △:一部使用制限 ×:使用停止  
 ※2 施設の使用を再開する場合には、都や業界団体のガイドライン等を踏まえ適切な感染拡大予防対策を講ずること。  
 ※3 運動施設や劇場等の人数については、イベントの上限人数と連動  
 ※4 接待を伴う飲食店等及びライブハウスの使用制限の緩和については、国の対処方針等を踏まえ、対応を検討  
 ※5 屋外イベントの場合は人と人との距離を十分に確保すること(できるだけ2m)。

# 新型コロナウイルス感染症を 乗り越えるためのロードマップ

～「新しい日常」が定着した社会の構築に向けて～

## はじめに

今、東京は、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、かつて経験したことのない闘いの中にある。

この難局を乗り越えるためには、都民、事業者の方々との協力の下、東京の総力を結集して、感染症防止対策を講じながら、経済社会活動を維持していかなければならない。

そのために、本ロードマップでは、「感染症防止と経済社会活動の両立」を図りながら、「新しい日常」が定着した社会を実現するための取組や手順を示すこととする。

# ロードマップの5つのポイント

## 1 緊急事態宣言下においては、外出自粛等の徹底を通じて、感染を最大限抑え込む

- ・緊急事態宣言下では自粛要請を維持（STAY HOME ・ STAY in TOKYO）

## 2 適切なモニタリング等を通じて、慎重にステップを踏み、都民生活や経済社会活動との両立を図る

- ・感染状況や医療提供体制などの観点から7つの指標を用いて常にモニタリング
- ・2週間単位をベースに状況を評価し、段階的に自粛を緩和

## 3 状況の変化を的確に把握し、必要な場合には「東京アラート」を発動する

- ・感染拡大の兆候を把握した場合には、「東京アラート」を発動し、都民に警戒を呼び掛け
- ・それでも再要請の目安を上回った場合などは、必要な外出自粛・休業を再要請し、感染拡大防止を徹底

## 4 今後、発生が予想される「第2波」に対応するため、万全の医療・検査体制を整備する

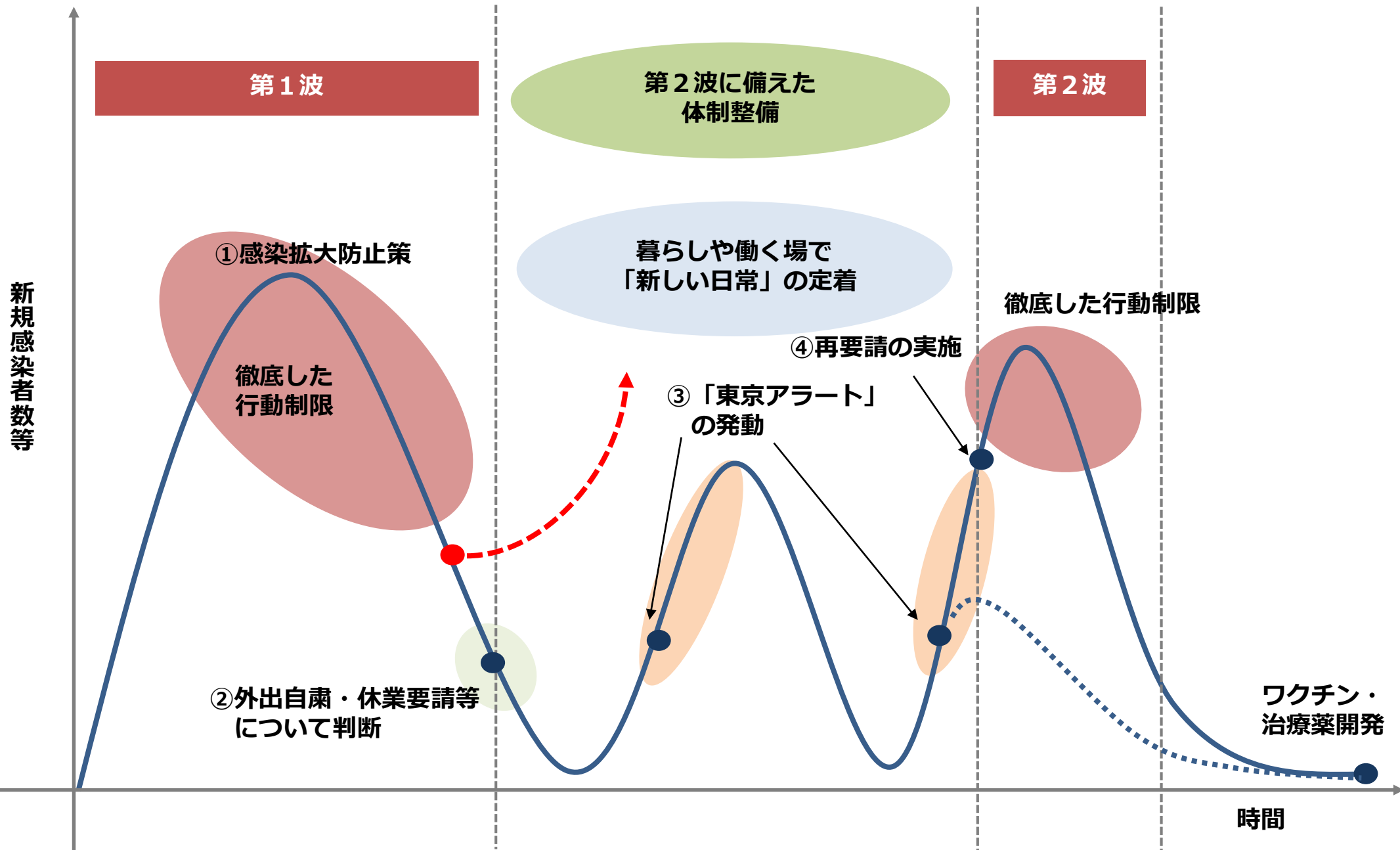
- ・迅速に検査を受けられる体制を充実
- ・症状に応じた医療提供体制を整備するとともに、患者情報を的確に把握し、モニタリングを強化

## 5 ウイルスとの長い戦いを見据え、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣 ＝「新しい日常」が定着した社会を構築する

- ・都民や事業者に向けて「新しい日常」の考え方とそれを支える施策を提示



# ロードマップのイメージ



# 緩和・再要請を判断する際に用いるモニタリング指標

判断指標	指標項目	国宣言解除	目安となる数値		最新の数値 (5/25現在)	指標の考え方
			緩和・アラート	再要請		
感染 (疫学的) 状況	①新規陽性者数	<10 人/日 ※	<20 人/日	50 人/日	6.9人	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染状況、感染拡大の兆候を把握（②と合わせて判断）</li> <li>第1波の感染拡大局面の状況を踏まえて、目安を設定</li> </ul>
	②新規陽性者における接触歴等不明率	-	<50%	50%	47.9%	<ul style="list-style-type: none"> <li>市中感染の拡大状況を把握</li> <li>新規陽性者のうち接触歴不明者が10人/日未満となる50%で目安を設定</li> </ul>
	③週単位の陽性者増加比	<1	<1	2	0.45	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規感染者数の直近の増減傾向を把握（1未満＝減少傾向、2以上＝倍加）</li> <li>再要請の目安は、感染拡大が始まった3月下旬の数値を設定</li> </ul>
医療 提供体制	④重症患者数	-			39人	<ul style="list-style-type: none"> <li>重症者の医療提供体制の状況を把握</li> <li>ICU等又は人工呼吸器管理が必要な患者数を計上</li> <li>都内の救命救急センターの通常診療に影響を与えない水準が52名以下（26機関×2）</li> <li>患者数の増加に応じて100～700床を確保</li> </ul>
	⑤入院患者数	-			474人	<ul style="list-style-type: none"> <li>確保病床の利用状況を把握</li> <li>重篤・重症・中等症用の病床として、患者数の増加に応じて1,000～4,000床を確保</li> </ul>
モニタリング (監視体制)	⑥PCR検査の陽性率	-			1.3 %	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規感染者の動向を把握</li> <li>適切な検査体制を前提とした補助的な指標</li> </ul>
	⑦受診相談窓口における相談件数	-			1,019件	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者数の増減など、感染の兆候を把握</li> </ul>

※10万人あたり0.5人という国の指標をもとに都の人口で算出

(①②⑥⑦は7日間移動平均で算出。また、①の数字が10人以下となった場合は、②及び③は参考値とする。)

# モニタリング指標の運用方針

「感染（疫学的）状況」、「医療提供体制」、「モニタリング（監視体制）」の観点から、7つの指標について常にモニタリングを行い、東京アラートの発動や必要な休業要請を行うことなどを通じて、感染拡大を適切にコントロールする。

## 休業要請の緩和

「感染（疫学的）状況」の指標が全て緩和の目安を下回った場合、その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ、総合的な判断により、緩和を実施。緩和については、2週間単位をベースに状況を評価し、段階的に実施する。

## 「東京アラート」の発動

1項目以上の「感染（疫学的）状況」の指標の数値が緩和の目安を超え、その他の指標も勘案して警戒すべき状況と判断される場合には、「東京アラート」を発動し、都民に警戒を呼びかける。

## 休業の再要請

複数の「感染（疫学的）状況」の指標の数値が再要請の目安を超えた場合には、その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ判断し、再要請を実施する。

※モニタリング指標の運用については、国の動向や、感染者の状況等に応じて柔軟に実施する

# 外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容

## 外出自粛

## 事業者に対する休業要請等

## 学校

●全てのSTEPにおいて、適切な感染防止対策の実践を実施するとともに、令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」に留意すること。

STEP0

- 8割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛
- クラスター発生歴のある施設（※）の利用自粛
- 他県への移動の自粛

- 遊興施設、運動・遊技施設、劇場、商業施設等を対象
- 飲食店等は短縮営業（夜8時まで。酒類の提供は夜7時まで）
- イベント開催の自粛

- 休校

STEP1

- 外出時における「新しい日常」の徹底

- 都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和（例）・博物館、美術館、図書館 → 入場制限等を設けることを前提に施設の再開
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜10時まで）

- 再開登校日の設定数を変更して対応（オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ）

STEP2

- 引き続き休業要請となる施設の利用自粛

- 下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）100人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）200人以下

- クラスター発生歴のある施設（※）の徹底した利用自粛

- クラスター発生歴がなく、3つの密が重なりにくい施設を緩和（例）・劇場等 → 入場制限や座席間隔の留意を前提に施設の再開
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜10時まで）

- 下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）100人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）200人以下

STEP3

※接待を伴う飲食店等  
ライブハウス

- 他県への不要不急の移動の自粛（6/18まで）

- クラスター発生歴があるか、またはリスクの高い施設を除き、入場制限等を前提として全ての施設を再開
- 飲食店等 → 営業時間の一部緩和（夜12時まで）

- 6/19以降、下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）1,000人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）1,000人以下  
〔7/10以降：（屋内）5,000人以下、かつ収容定員の半分以下（屋外）5,000人以下〕  
感染状況を見つつ、8/1以降を目途：（屋内）収容定員の半分以下

適切な感染予防策を講じたうえで、全ての施設について緩和

※接待を伴う飲食店等及びライブハウスの使用制限の緩和については、国の対処方針等を踏まえ対応を検討

## 休業要請の緩和のステップ(施設別)

施設の種類	内訳	ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3
展示施設	博物館、美術館、図書館 等	×	○	○	○
運動施設(屋内)	体育館、水泳場、ボート場 等	×	△ 観客席部分は使用停止	○	○
運動施設(屋外)	野球場、テニス場、陸上競技場 等	△ 観客席部分は使用停止	△ 観客席部分は使用停止	○	○
運動施設(屋外)	屋外水泳場(専ら遊技を対象とする施設を除く。)	×	△ 観客席部分は使用停止	○	○
大学 等	大学、専修学校(高等専修学校を除く。)、各種学校等の教育施設	×	○ 分散登校等	○	○
文教施設	学校(大学等を除く。)	×	○ 登校日の設定数を変更して対応(オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ)		
学習塾等	自動車教習所、学習塾 等	×	×	○	○
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等	×	×	○	○
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) 等	×	×	○	○
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	×	×	○	○
運動施設(屋内)	スポーツジム	×	×	○	○
遊興施設等	カラオケ、バー(接待を伴わないもの)、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店 等	×	×	×	○ 飲食・酒類の提供については、朝5時～夜12時まで
遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、遊園地 等	×	×	×	○
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配等を含む。)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜8時まで(酒類の提供は夜7時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜10時まで(酒類の提供は夜10時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜10時まで(酒類の提供は夜10時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜12時まで(酒類の提供は夜12時まで)
遊興施設等	接待を伴う飲食店、個室付浴場 等	×	×	×	(※4)
	ライブハウス	×	×	×	(※4)
イベント		×	△(※5) (屋内) 100人以下、かつ収容定員の半分以下 (屋外) 200人以下	△(※5) (屋内) 100人以下、かつ収容定員の半分以下 (屋外) 200人以下	△(※5) (屋内) 1,000人以下、かつ収容定員の半分以下 (屋外) 1,000人以下  【7/10以降】 (屋内) 5,000人以下、かつ収容定員の半分以下 (屋外) 5,000人以下  【感染状況を見つつ、8/1以降を別途】 (屋内) 収容定員の半分以下

※1 ○:使用可 △:一部使用制限 ×:使用停止

※2 施設の使用を再開する場合には、都や業界団体のガイドライン等を踏まえ適切な感染拡大予防対策を講ずること。

※3 運動施設や劇場等の人数については、イベントの上限人数と連動

※4 接待を伴う飲食店等及びライブハウスの使用制限の緩和については、国の対処方針等を踏まえ、対応を検討

※5 屋外イベントの場合は、人と人との距離を十分に確保すること(できるだけ2m)。

# 学校の段階的再開

## 段階的再開（分散登校）のイメージ ※都立高校の例

登校頻度	1日/週	2～3日程度/週	3～4日程度/週
在校時間	2時間程度	半日	1日
生徒数割合 (各学校)	1/6程度	1/3程度	1/2～2/3程度

感染状況を踏まえながら段階的に学校を再開し、  
学校と家庭学習の配分を変えて、第2波にも備えていく



## 一斉登校

5日/週
1日
全員



学校の「新しい日常」の定着

学校と家庭学習（オンライン学習等）との  
組み合わせによる教育活動

### 基本的な感染症対策の徹底 ～ガイドラインを作成予定～

- 授業中も**身体的距離（1～2m）**を確保
- 毎朝自宅で検温し、**登校時にも体温測定**
- 手洗い及び咳エチケット**を徹底
- 授業中も含めて**換気**を十分に行う など

### 感染防止の追加対策の実施例

- 教壇や相談室などに**アクリル板**を設置
- サーモグラフィー**や**非接触式体温計**で体温を測定
- 診断時の医師や特別支援学校の教員等は**フェイスシールド**も活用
- 教壇ほか、列ができそうな場所に**マスキングテープ**を貼る

# 「第2波」に備えた検査・医療等の体制整備

今後予想される第2波に備え、国に対して水際対策の強化の徹底を求めるとともに、検査体制の拡充、症状に応じた医療体制の確保、患者情報や感染状況の的確な把握等ができる体制を整備

## 【これまでの対応】

### 検査

- ✓ 健康安全研究センター・民間検査機関の体制強化
- ✓ かかりつけ医・PCRセンターとの連携による検査体制の拡充（最大約**3,100**件/日に拡大）

### 医療

- ✓ 都立・公社病院を中心に、民間医療機関の協力を得て、感染拡大に応じた病床確保を着実に推進（**3,300**床確保）
- ✓ 軽症者用に宿泊療養施設を確保（5施設・**2,865**室）

### 患者情報 ・ 感染状況

- ✓ 「患者情報管理センター」の設置
- ✓ 都職員派遣による**保健所の取組支援**、保健所・医療機関等との連携

## 【感染の再拡大期も見据えた今後の対応策】

### 迅速に検査を受けられる体制の充実

- ✓ 新型コロナ外来の拡充・PCRセンターの設置支援により、**都内全域**における**検査体制を充実**（今後**46**区市町村に拡大）
- ✓ **新たな検査機器、試薬、抗原検査等の活用**や積極的な設備整備・人材育成の促進による**検査能力増強** など

### これまでの都の取組を検証し、 症状に応じた医療提供体制を整備

- ✓ 発生状況に応じて病床を確保（**最大4,000**床）
- ✓ **重篤・重症・中等症用病床のほか、診療機能に応じた感染症入院重点医療機関**（当初約20施設）、専用医療機関の整備
- ✓ 軽症者等用の**宿泊療養施設の確保**
- ✓ 医療機関における**感染症対策人材の育成・確保**
- ✓ ガイドラインや動画作成など**院内等感染防止対策の強化**
- ✓ **医療物資の確保**（マスク、アルコール消毒液、防護服）

### 患者情報の的確な把握・モニタリングの強化等

- ✓ **都と保健所の一体的な取組の推進**による情報管理・患者支援機能の強化
- ✓ **接触確認アプリの活用等**による接触状況の把握
- ✓ 抗体検査による都民の感染状況の調査及び研究

# 迅速に検査を受けられる体制の充実

## 概要

- 検査を受ける必要がある人が必ず迅速に検査を受けられるよう体制を整備
- 新型コロナ外来の拡充・PCRセンターの設置支援により、都内全域で検査体制を拡充
- 新たな検査機器、試薬、抗原検査等の活用や積極的な設備整備・人材育成の促進による検査能力の増強等

## 【これまで】

### ①検査受診場所

新型コロナ外来 80か所  
PCRセンター 16か所  
(16区市)  
※4月末現在

### ②検査処理能力

[実績] 平均 約1,000件/日  
最大 約1,800件/日  
※最大処理能力 約3,100件/日  
※4月末現在

### ③検査手法

PCR検査（鼻咽頭拭い、喀痰）



## 検査機会の拡大

## 検査能力の拡充



## 【これから】

### 都内全域で検査体制を拡充

新型コロナ外来 100か所  
PCRセンター 38か所  
(46区市町村)

- ✓ 多摩地域での新型コロナ外来、PCRセンターの設置促進

### 都内全体での検査処理能力の向上

最大処理能力 約10,000件/日を目指す

- ✓ 新たな検査機器の導入支援
- ✓ 大学等研究機関の活用

### 多様な検査手法の活用による検査時間の短縮

- ✓ 唾液によるPCR検査の導入
- ✓ 抗原検査キットの導入



# 医療提供体制の整備（①病床確保・運用）

## 概要

- 新型コロナウイルス感染症の専門家等の協力を得て、感染状況・患者動向を把握・分析
- 感染拡大の兆候等がある場合には、必要に応じ、「東京アラート」の発動前から、必要な医療提供体制の準備に着手
- 感染拡大の状況に応じた病床確保とともに、患者の重症度や特性に応じて確実に受入れ

### 【これまで】

#### ・ 5段階で病床を確保

【Lv.1】 500床 【Lv.4】 3,000床  
【Lv.2】 1,150床 【Lv.5】 4,000床  
【Lv.3】 2,000床

- ・ 都立公社病院を中心に、民間医療機関の協力を得て、病床確保を着実に推進  
3,300床確保（4月）



- ・ 軽症者用の宿泊療養施設を確保（5施設2,865室）

### 発生状況に応じたレベル設定の見直し

### 患者の重症度や特性に応じた受入体制の強化

### 【これから】

#### ・ 早期に病床を確保できるよう3段階に見直し

【Lv.1】 1,000床（うち重症100床）  
【Lv.2】 3,000床（300床）  
【Lv.3】 4,000床（700床）

- ・ 都立公社病院を中心とした病床確保
- ・ 重点的に患者を受け入れる感染症入院重点医療機関を指定

[重症度] 重篤・重症、中等症等  
[患者特性] 認知症、小児・周産期、透析、精神、神経難病等

- ・ 中等症患者を中心に受け入れる感染症専用医療機関を整備

#### ・ 軽症者等用の宿泊療養施設を確保

感染拡大時に速やかに開設できるよう、複数の事業者等と覚書を締結

# 医療提供体制の整備（②院内等感染防止対策）

## 概要

- すべての医療機関における院内感染防止対策を徹底
- 入手困難な医療物資を安定的に供給し、院内感染を防止

### 感染症対策人材の育成・確保

#### ○医療機関における感染症対応の強化

- ・感染症専門医や認定看護師が一般診療科の医療従事者に対し感染症医療に関する指導・支援等を実施

#### ○高度医療人材の育成

- ・重症患者の診療にあたることのできる医療従事者を養成

#### ○看護師の現場復帰の促進

- ・看護協会と連携し、現場を離れている看護師を迅速に確保できる仕組みを構築
- ・現場実習など、現場復帰に必要な訓練を実施

### 院内等感染防止対策の強化

#### ○東京DMATによる助言・相談

- ・必要に応じ、東京DMAT隊員を派遣し、病院の状況を踏まえた助言・相談を実施

#### ○動画等を活用した院内研修

- ・東京DMATの協力のもと、院内感染防止のための具体的な対応策を盛り込んだ動画やガイドラインを作成・配布
- ・个人防护具着脱手順書・動画等を活用した研修を実施

### 医療物資の確保

#### ○个人防护具（防護服、N95マスク等）を医療機関へ配布

年度当初 約180万セット備蓄

約50万セット配布済み（4月末）

在庫約130万+今後260万購入  
年間390万セット確保

#### ○サージカルマスクを購入し、寄付や国供給分も含め医療機関へ配布

約1,300万枚配布済み（5月現在）

今後約9,300万枚確保

#### ○今後の備蓄品について、必要品目、数量を改めて検証・確保

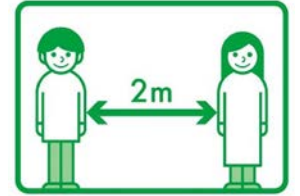
# 暮らしや働き方の「新しい日常」

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣＝「新しい日常」を、一人ひとりが実践していきましょう。

## 手洗いの徹底・マスクの着用



## ソーシャルディスタンス



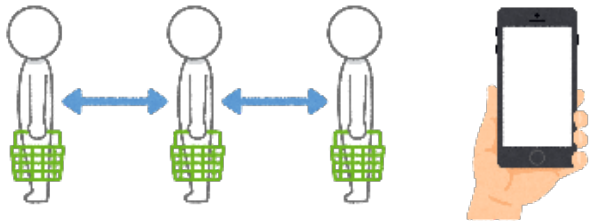
SOCIAL DISTANCE (距離を保とう)

## 「3つの密」を避けて行動



## 買い物

- 少人数・短時間で済まそう
- レジで並ぶ時は間隔をあけよう
- 通販やキャッシュレスを活用しよう



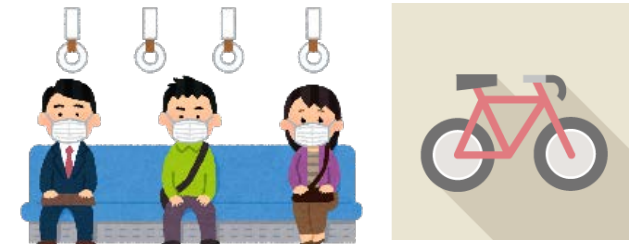
## 娯楽・スポーツ等

- オンラインを活用し楽しもう
- 公園は空いている時間、場所を選ぼう



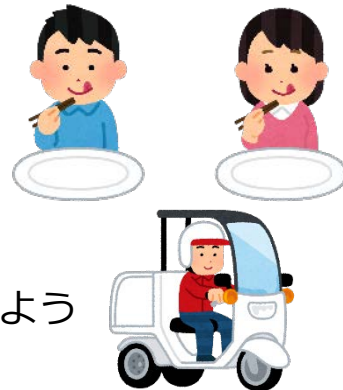
## 公共交通機関

- 混んでいる時間帯を避けよう
- 徒歩や、自転車を利用しよう



## 食事

- お箸やお皿の共用を避ける、座り方を工夫するなど、新しい食事マナーを実践しよう
- テイクアウトやデリバリーを利用しよう



## 働き方

- テレワークや時差出勤を広げよう
- オンライン会議やはんこレスを進めよう
- ついたてや換気、消毒など、職場に応じた工夫をしよう



# 事業者向け「東京都感染拡大防止ガイドライン」 ～「新しい日常」の定着に向けて～

- 事業を再開するに当たって、利用者・従業員を守るためには、感染防止対策が必要
- 本ガイドラインは、施設を継続的に使用するための方向付けとなる

## 1. 商業施設等利用者への対策

### 入場時における対策

- ・ 日時指定予約や時間制来場者システム、完全予約制の導入
- ・ 整理券やオンラインチケットの販売等による混雑緩和
- ・ マスクの着用（利用者に対する周知） 等

### 施設内における対策

- ・ 人と人との間隔確保（できるだけ2m）
- ・ 複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒 等

## 2. 従業員への対策

### 従業員の体調管理等

- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・ 事前の検温等の実施
- ・ 体調不良の場合は必ず休養 等

### 営業中における対策

- ・ 従業員のマスクの着用
- ・ 扇風機の外部へ向けての使用 等

### 休憩時等における対策

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒 等

## 3. 施設環境整備

### レジ・窓口等

- ・ レジ・窓口等の対面する場所にアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ チケットレス、キャッシュレス導入による入場時の接触回避 等

### トイレ

- ・ 適時、拭き上げ消毒
- ・ できるだけペーパータオルを設置 等

### ごみの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用 等

### 清掃・消毒

- ・ タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等、不特定多数が触れる場所の清掃・消毒 等

## 4. 感染者発生時に向けた対応

### 迅速な把握と情報管理

- ・ 顧客リストやアプリケーションの活用などによる来場者の把握 等

## 5. 各施設別のガイドライン

### 各施設

- ・ 20の業界別の感染拡大防止例
- ・ 各業界団体作成ガイドラインの周知徹底 等

# 「新しい日常」の定着に向けた多面的なサポートを推進

都民・事業者の**セーフティネットの充実**、**感染症防止と経済社会活動との両立**、**社会構造の変革**などの取組を通じて、「新しい日常」が定着した社会を構築していく

## セーフティネットの充実

- ・ 中小企業への**制度融資支援**
- ・ **生活福祉資金**（緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付）
- ・ 一時住宅による**居住支援**
- ・ **緊急就業相談ダイヤル・窓口設置**
- ・ **第二の就職氷河期を生まないための先手の施策**
- ・ 不安や悩みを抱える**子供やひとり親家庭へのサポートの充実**

など

## 感染症防止と経済社会活動との両立

- ・ 感染拡大防止に資する**新事業分野へのビジネス展開支援**  
（例 夏でも快適なマスクや非接触型の新商品などの販路開拓等）
- ・ 非接触型サービスの導入等、**新しい生活様式に対応した業態転換の支援**
- ・ 事業者による**ガイドライン等に基づく対策の実行支援**
- ・ **高齢者や障害者等の見守りサービスの充実**

など

## 社会構造の変革

- ・ 先進的な**テレワーク環境整備による働き方改革の促進**
- ・ **オンラインによる一貫した就業支援システムの構築**
- ・ **オンライン教育の充実による途切れのない学びの確保**
- ・ 都の**行政手続をデジタル化し、デジタルガバメントを推進**
- ・ **デジタルトランスフォーメーションの加速化**

など

「新しい日常」が定着した社会を構築

# 1都3県による連携

## 1都3県共同メッセージ

### 緊急事態は継続中

感染予防を改めて徹底しましょう

- ・外出の自粛
- ・お互いに2mの距離を確保
- ・手洗い・咳エチケットなどの取組

### 次なる感染拡大の波に備えて

我々は連携を更に深めて全力で

- ・みんなの「いのちと暮らし」を守ります
- ・一歩進んだ新しい社会を実現します

### 水際対策の強化に関する国要望

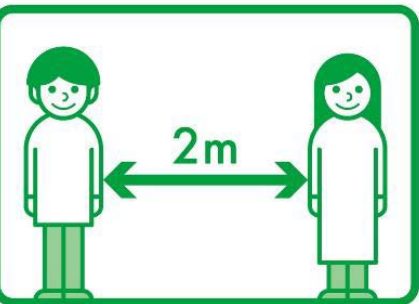
- ・入国管理・検疫体制の強化
- ・接触追跡システムの構築等による感染経路の把握

STAY HOME



みんなで守ろう  
「いのちと暮らし」

SOCIAL DISTANCE



令和2年5月26日  
東京都総務局

## 施設別休止要請の緩和ステップ

## 留意点

- 「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」における「休業要請の緩和のステップ（施設別）」の詳細を記したもの
- 運動施設や劇場等の人数については、イベントの上限人数と連動
- 接待を伴う飲食店等及びライブハウスの使用制限の緩和については、国の対処方針等を踏まえ、対応を検討
- 施設の使用を再開する場合には、都や業界団体のガイドライン等を踏まえ、適切な感染拡大予防対策を講ずること



# 施設別休止要請の緩和ステップ

## 1 「ステップ1」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
展示施設	博物館	×	○	○	○	
	美術館	×	○	○	○	
	図書館	×	○	○	○	
	科学館	×	○	○	○	
	記念館	×	○	○	○	
	水族館	×	○	○	○	
	屋内動物園	×	○	○	○	
	屋外動物園	×	○	○	○	
	屋内植物園	×	○	○	○	
	屋外植物園	×	○	○	○	

# 施設別休止要請の緩和ステップ

## 1 「ステップ1」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
運動施設（屋内）	体育館	×	△（※）	○	○	（※）観客席部分は使用停止
	屋内水泳場	×	△（※）	○	○	
	屋外水泳場（専ら遊技を対象とする施設を除く）	×	△（※）	○	○	
	ボウリング場	×	△（※）	○	○	
	屋内スケート場	×	△（※）	○	○	
	屋内ゴルフ練習場	×	△（※）	○	○	
	屋内バッティング練習場	×	△（※）	○	○	
	屋内陸上競技場	×	△（※）	○	○	
	屋内野球場	×	△（※）	○	○	
	屋内テニス場	×	△（※）	○	○	
	柔剣道場	×	△（※）	○	○	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	×	△（※）	○	○	
大学・学習塾等	大学	×	○（※）	○	○	（※）分散登校等
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	×	○（※）	○	○	
	日本語学校・外国語学校	×	○（※）	○	○	
	インターナショナルスクール	×	○（※）	○	○	

# 施設別休止要請の緩和ステップ

## 1 「ステップ1」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
文教施設	幼稚園	×	○ (※)	○ (※)	○ (※)	(※) 登校日の設定数を変更して対応 (オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ)
	小学校	×	○ (※)	○ (※)	○ (※)	
	中学校	×	○ (※)	○ (※)	○ (※)	
	義務教育学校	×	○ (※)	○ (※)	○ (※)	
	高等学校	×	○ (※)	○ (※)	○ (※)	
	高等専修学校	×	○ (※)	○ (※)	○ (※)	
	高等専門学校	×	○ (※)	○ (※)	○ (※)	
	中等教育学校	×	○ (※)	○ (※)	○ (※)	
	特別支援学校	×	○ (※)	○ (※)	○ (※)	

## 施設別休止要請の緩和ステップ

### 2 「ステップ2」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
学習塾等	自動車教習所	×	×	○	○	
	学習塾	×	×	○	○	
	英会話教室	×	×	○	○	
	音楽教室	×	×	○	○	
	囲碁・将棋教室	×	×	○	○	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	×	×	○	○	
	そろばん教室	×	×	○	○	
	バレエ教室	×	×	○	○	
	体操教室	×	×	○	○	
劇場等	劇場	×	×	○	○	
	観覧場	×	×	○	○	
	プラネタリウム	×	×	○	○	
	映画館	×	×	○	○	
	演芸場	×	×	○	○	
集会・展示施設	集会場	×	×	○	○	
	公会堂	×	×	○	○	
	展示場	×	×	○	○	
	貸会議室	×	×	○	○	
	文化会館	×	×	○	○	
	多目的ホール	×	×	○	○	

## 2 「ステップ2」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
集会・展示施設	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	×	×	○	○	
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	×	×	○	○	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	×	×	○	○	
	ペット美容室（トリミング）	×	×	○	○	
	宝石類や金銀の販売店	×	×	○	○	
	住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）	×	×	○	○	
	古物商（質屋を除く。）	×	×	○	○	
	金券ショップ	×	×	○	○	
	古本屋	×	×	○	○	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	×	×	○	○	
	囲碁・将棋盤店	×	×	○	○	
	DVD/ビデオショップ	×	×	○	○	
	DVD/ビデオレンタル	×	×	○	○	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	×	×	○	○	
	ゴルフショップ	×	×	○	○	
	土産物屋	×	×	○	○	
	旅行代理店（店舗）	×	×	○	○	
	アイドルグッズ専門店	×	×	○	○	
	ネイルサロン	×	×	○	○	
	まつ毛エクステンション	×	×	○	○	
	スーパー銭湯	×	×	○	○	
岩盤浴	×	×	○	○		

## 2 「ステップ2」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
商業施設	サウナ	×	×	○	○	
	整体院 <small>(主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外とする。)</small>	×	×	○	○	
	エステサロン	×	×	○	○	
	日焼けサロン	×	×	○	○	
	脱毛サロン	×	×	○	○	
	写真屋	×	×	○	○	
	フォトスタジオ	×	×	○	○	
	美術品販売	×	×	○	○	
	展望室	×	×	○	○	
	百貨店（生活必需品売場以外）	×	×	○ <sub>(※)</sub>	○ <sub>(※)</sub>	
	ホームセンター（生活必需品売場以外）	×	×	○ <sub>(※)</sub>	○ <sub>(※)</sub>	
	ショッピングモール（生活必需品売場以外）	×	×	○ <sub>(※)</sub>	○ <sub>(※)</sub>	
運動施設（屋内）	スポーツジム	×	×	○	○	

(※) 各ステップにおいて、緩和の対象とならないテナント、売り場等については、引き続き休止要請の対象となる。

## 施設別休止要請の緩和ステップ

### 3 「ステップ3」から休止要請等の緩和を行う施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
遊興施設等	カラオケ	×	×	×	○ <sub>(※1)</sub>	(※1) 飲食・酒類の提供については、朝5時～夜12時まで  (※2) 接待を伴わない施設に限る。
	バー (※2)	×	×	×	○ <sub>(※1)</sub>	
	スナック (※2)	×	×	×	○ <sub>(※1)</sub>	
	パブ (※2)	×	×	×	○ <sub>(※1)</sub>	
	ネットカフェ	×	×	×	○ <sub>(※1)</sub>	
	漫画喫茶	×	×	×	○ <sub>(※1)</sub>	
	射的場	×	×	×	○ <sub>(※1)</sub>	
	場外馬(車・舟)券場	×	×	×	○ <sub>(※1)</sub>	
	ヌードスタジオ	×	×	×	○ <sub>(※1)</sub>	
	のぞき劇場	×	×	×	○ <sub>(※1)</sub>	
	ストリップ劇場	×	×	×	○ <sub>(※1)</sub>	
	個室ビデオ店	×	×	×	○ <sub>(※1)</sub>	
	アダルトショップ	×	×	×	○ <sub>(※1)</sub>	
	ダーツバー	×	×	×	○ <sub>(※1)</sub>	
遊技施設	マージャン店	×	×	×	○	
	パチンコ屋	×	×	×	○	
	ゲームセンター	×	×	×	○	
	テーマパーク	×	×	×	○	
	遊園地	×	×	×	○	

## 施設別休止要請の緩和ステップ

### 4 今後の国の対処方針等の状況を踏まえ、対応を検討する施設

(×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可)

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
遊興施設等	キャバレー	×	×	×	×	※1 クラスタ発生歴のある施設等（＝ステップ3で「×」の施設）の使用制限の緩和については、国の対処方針等を踏まえ、対応を検討  ※2 接待を伴う施設に限る。
	ナイトクラブ	×	×	×	×	
	ダンスホール	×	×	×	×	
	バー（※2）	×	×	×	×	
	スナック（※2）	×	×	×	×	
	パブ（※2）	×	×	×	×	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	×	×	×	×	
	性風俗店（デリヘル含む）	×	×	×	×	
	ライブハウス	×	×	×	×	



## 施設別休止要請の緩和ステップ

### 5 「ステップ0」から休止要請の対象外であった施設

※運動施設（屋外）の一部及び食事提供施設については、「ステップ0」においても使用停止等の要請あり

（×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可）

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
運動施設（屋外）	屋外ゴルフ練習場	○	○	○	○	（※）観客席部分は使用停止
	屋外バッティング練習場	○	○	○	○	
	屋外陸上競技場	△（※）	△（※）	○	○	
	屋外野球場	△（※）	△（※）	○	○	
	屋外テニス場	△（※）	△（※）	○	○	
	弓道場	○	○	○	○	
学習塾等	オンライン授業	○	○	○	○	
	家庭教師	○	○	○	○	
集会・展示施設	神社	○	○	○	○	
	寺院	○	○	○	○	
	教会	○	○	○	○	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	○	○	○	○	
	学童クラブ	○	○	○	○	
	障害児通所支援事業所	○	○	○	○	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	○	○	○	○	
	障害福祉サービス等事業所	○	○	○	○	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	○	○	○	○	
	婦人保護施設	○	○	○	○	
	その他の社会福祉施設	○	○	○	○	

## 施設別休止要請の緩和ステップ

### 5 「ステップ0」から休止要請の対象外であった施設

※運動施設（屋外）の一部及び食事提供施設については、「ステップ0」においても使用停止等の要請あり

（×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可）

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
医療施設 (国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。)	病院	○	○	○	○	
	診療所	○	○	○	○	
	歯科	○	○	○	○	
	薬局	○	○	○	○	
	鍼灸・マッサージ	○	○	○	○	
	接骨院	○	○	○	○	
	柔道整復	○	○	○	○	
生活必需物資 販売施設	卸売市場	○	○	○	○	
	食料品売り場（移動販売店舗を含む。）	○	○	○	○	
	コンビニエンスストア	○	○	○	○	
	スーパーマーケット	○	○	○	○	
	ガソリンスタンド	○	○	○	○	
	靴屋	○	○	○	○	
	衣料品店	○	○	○	○	
	雑貨屋	○	○	○	○	
	文房具屋	○	○	○	○	
	酒屋	○	○	○	○	

## 施設別休止要請の緩和ステップ

### 5 「ステップ0」から休止要請の対象外であった施設

※運動施設（屋外）の一部及び食事提供施設については、「ステップ0」においても使用停止等の要請あり

（×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可）

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
食事提供施設	飲食店	営業時間短縮 （※1）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※3）	（※1）朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、 酒類の提供は夜7時までとすることを要請 （宅配・テイクアウト除く。）
	料理店	営業時間短縮 （※1）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※3）	
	喫茶店	営業時間短縮 （※1）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※3）	（※2）朝5時から夜10時までの間の営業を要請し、 酒類の提供は夜10時までとすることを要請 （宅配・テイクアウト除く。）
	和菓子・洋菓子店	営業時間短縮 （※1）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※3）	
	タピオカ屋	営業時間短縮 （※1）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※3）	（※3）朝5時から夜12時までの間の営業を要請し、 酒類の提供は夜12時までとすることを要請 （宅配・テイクアウト除く。）
	居酒屋	営業時間短縮 （※1）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※3）	
	屋形船	営業時間短縮 （※1）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※2）	営業時間短縮 （※3）	
住宅・宿泊施設	ホテル	○	○	○	○	
	カプセルホテル	○	○	○	○	
	旅館	○	○	○	○	
	民泊	○	○	○	○	
	共同住宅	○	○	○	○	
	寄宿舍	○	○	○	○	
	下宿	○	○	○	○	
	ラブホテル	○	○	○	○	
	ウィークリーマンション	○	○	○	○	

## 施設別休止要請の緩和ステップ

### 5 「ステップ0」から休止要請の対象外であった施設

※運動施設（屋外）の一部及び食事提供施設については、「ステップ0」においても使用停止等の要請あり

（×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可）

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
交通機関等	バス	○	○	○	○	
	タクシー	○	○	○	○	
	レンタカー	○	○	○	○	
	電車	○	○	○	○	
	船舶	○	○	○	○	
	航空機	○	○	○	○	
	物流サービス（宅配等を含む）	○	○	○	○	
工場等	工場	○	○	○	○	
	作業場	○	○	○	○	
金融機関・官公署等	銀行	○	○	○	○	
	消費者金融	○	○	○	○	
	A T M	○	○	○	○	
	証券取引所	○	○	○	○	
	証券会社	○	○	○	○	
	保険代理店	○	○	○	○	
	事務所	○	○	○	○	
	官公署	○	○	○	○	

## 施設別休止要請の緩和ステップ

### 5 「ステップ0」から休止要請の対象外であった施設

※運動施設（屋外）の一部及び食事提供施設については、「ステップ0」においても使用停止等の要請あり

（×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可）

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
その他	理髪店	○	○	○	○	
	美容院	○	○	○	○	
	銭湯（公衆浴場）（物価統制令の対象となるもの）	○	○	○	○	
	貸倉庫	○	○	○	○	
	郵便局	○	○	○	○	
	メディア	○	○	○	○	
	貸衣装屋	○	○	○	○	
	不動産屋	○	○	○	○	
	結婚式場（貸衣装含む）	○	○	○	○	
	葬儀場・火葬場	○	○	○	○	
	質屋	○	○	○	○	
	獣医	○	○	○	○	
	ペットホテル	○	○	○	○	
	たばこ屋（たばこ専門店）	○	○	○	○	
	ブライダルショップ	○	○	○	○	
	本屋	○	○	○	○	
	自転車屋	○	○	○	○	
	家電販売店	○	○	○	○	
園芸用品店	○	○	○	○		
修理店（時計、靴、洋服等）	○	○	○	○		

## 施設別休止要請の緩和ステップ

### 5 「ステップ0」から休止要請の対象外であった施設

※運動施設（屋外）の一部及び食事提供施設については、「ステップ0」においても使用停止等の要請あり

（×：施設の使用停止 △：施設の使用制限 ○：施設の使用可）

種類	施設	休止要請の内容				備考
		ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3	
その他	鍵屋	○	○	○	○	
	100円ショップ	○	○	○	○	
	駅売店	○	○	○	○	
	家具屋	○	○	○	○	
	自動車販売店、カー用品店	○	○	○	○	
	花屋	○	○	○	○	
	ランドリー	○	○	○	○	
	クリーニング店	○	○	○	○	
	ごみ処理関係	○	○	○	○	

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

## 移行期間における都道府県の対応について

令和2年5月25日から緊急事態宣言が解除されることに伴い、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている。各都道府県においては、移行期間において、特に下記の事項について留意されたい。8月1日以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

### 記

#### 1. 移行期間

移行期間については5月25日から7月31日までの約2か月間（感染の状況を見つつ、延長することがあり得る。）とし、この移行期間において、感染の状況を確認しつつ段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととする。

具体的には、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価するための期間として3週間程度を要すると考えられることから、移行期間中において、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等について、6月1日、6月19日、7月10日から、それぞれ段階的に緩和することとする。

ただし、一部の地域で感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られた場合は、都道府県知事は速やかに当該地域における対応を再検討することとする。また、仮に再度緊急事態措置の対象となる都道府県が生じた場合においては、具体的取扱いについて、別途通知する。

#### 2. 外出の自粛等

基本的対処方針の三（三）六）①のとおり、各都道府県は、5月31日までの間においては、引き続き都道府県をまたぐ不要不急の移動は

避けるよう促すこと。6月1日から18日までの間においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道府県相互間及び当該5都道府県と他の都道府県との間の不要不急の移動については慎重に検討するよう促すこと。

また、これまでにクラスターが発生しているような施設（例えば、接待を伴う飲食業、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等の施設。以下同じ。）については、基本的対処方針の三（三）六）①を踏まえ、次のとおりの対応とする。

- ・ 5月末までは5月14日付け事務連絡1（2）による対応を行うこと。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような業種のうち、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種（カラオケ、スポーツジム等を想定。以下同じ。）については、ガイドラインの徹底等を前提として6月1日以後は外出の自粛要請等を緩和すること。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような業種のうち、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種（接待を伴う飲食業、ライブハウス等を想定。以下同じ。）については、安全に業務を行うことができるよう、施設や業種の特性等に応じた感染防止策を精査の上、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインを策定する予定としているところ、当該ガイドライン等による感染防止策が策定され、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられるまでは、引き続き5月14日付け事務連絡1（2）による対応を行うこと（なお、当該感染防止策の策定は、6月18日までにを行う予定であること。）。

加えて、基本的対処方針の三（三）六）③を踏まえ、緊急事態宣言の再指定基準の少なくとも半分程度の新規報告者等が見られる都道府県等感染拡大の傾向がある都道府県においては、国と連携して、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設への外出を避けるよう強力に呼びかけること。

また、観光振興に関しては、基本的対処方針の三（三）六）①を踏まえ、まずは県内観光振興から徐々に取り組みこととし、6月19日以後に都道府県をまたぐ観光振興に取り組みこととする。また、観光地において人と人との間隔を確保するよう周知すること。

なお、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に係る対応については、引き続き5月14日付け事務連絡1（2）による対応を行うこと。



### 3. 催物（イベント等）の開催制限

#### （1）催物開催に係る段階的緩和

基本的対処方針の三（3）6）①に示されているように、都道府県は、「催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和すること」などとされている。ここで、イベント開催の可否を判断するに当たっては、6月18日までの間は、

- ・ 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・ 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

を目安としつつ、適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）が実施されていることを前提に、開催することが考えられる。また、イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えることを呼びかけるよう周知すること。

上記のイベントに係る人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件については、基本的対処方針を踏まえ、段階ごとに次に掲げる数値を上限として都道府県知事が地域の医療提供体制等の状況を踏まえた数値として、概ね3週間ごとに段階的に緩和する。ただし、緩和される6月19日以後においては、イベントの出演者等の移動も増大することに照らし、上記感染防止策等が実施されることに加え、主催者がイベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を行うものであることを前提とする。

なお、展示会、見本市等についても、人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件並びに感染防止策についてはイベントに準じて対応することとし、人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずるよう促すこと。

【6月19日～7月9日】

- ・ 屋内・屋外ともに1,000人以下。

- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人の距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

【7月10日～31日】

- ・ 屋内・屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人の距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

（注）上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

## （2）イベントの無観客開催について

全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）については、主催者において選手・出演者等に対して適切な感染予防策（例えば、選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所等における三密回避等）を講じることやイベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を確保することを前提として、まずは6月19日以後、無観客で開催することを求めていくこと（7月10日以後は上記（1）のとおり的人数、収容定員に係る人数割合及び人と人の距離に係る要件によること。）。

いずれにしても、こうしたイベントを開催しようとする場合には、事前に各都道府県と主催者側とで十分に調整することが適切である。

## （3）祭り等の行事に係る対応

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。

- ① 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの（5月末までの期間については、屋内にあっては100人又は収容定員の半分のいずれか少ない数を上限とする参加人数と、屋外にあっては200人を上限として人と人の距離を十分に確保できる参加人数（できるだけ2m）とする。）については、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけること。

- ② ①以外の行事（全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの）については、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。

#### （４）感染拡大防止に係る重要な留意点

- ① （１）の上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討するよう促すとともに、次の「４．施設の使用制限等」の内容も踏まえて対応を行うこと。
- ② 都道府県は、イベントの主催者等に対して、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。
- ③ 緊急事態宣言の再指定基準の半分程度の新規報告者等が見られる等感染拡大の傾向がある都道府県や催物等におけるクラスターの発生があった都道府県においては、国と連携して、催物等の無観客化（TV・ネット中継を含む。）、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者等に対して必要な協力の要請を行うこと。

### ４．施設の使用制限等

#### （１）施設の使用制限等に係る取扱いの原則

基本的対処方針の三（３）６）①に示されているように、都道府県は、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。具体的には、これら施設について、これまでにクラスターが発生しているような施設の業種と同様に施設の使用制限等の協力を要請することを含めた対応を検討するほか、５月１４日付け事務連絡別紙２の「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」を参考に、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策を強く働きかけること等の対応を行うこと。さらに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう強く働きかけること。

都道府県知事は、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインに基づく対応が実践されていない施設については、施設の使用制限

等の協力要請を含め必要な協力要請を検討すること。

また、移行期間中においてクラスターが発生した際は、当該業種について特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討するほか、感染者が多数にのぼった場合等には、当該クラスターの発生が他の都道府県において生じたときでも同項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討すること。

(2) これまでにクラスターが発生しているような施設の業種について

5月末日までは5月14日付け事務連絡により施設の使用制限等の協力要請を行う。

その後の取扱いは、次のとおりとする。

- ・ 都道府県は、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを徹底するよう強く促す一方で、当該ガイドラインが実践されることを前提に、施設の使用制限等の協力要請を行っている場合はこれを緩和すること。また、クラスターが発生した場合は、(1)により対応すること。
- ・ 現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、安全に業務を行うことができるよう、施設や業種の特性等に応じた感染防止策を精査の上、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインを策定する予定としているところ、当該ガイドライン等による感染防止策が策定され、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられるまでは、引き続き5月14日付け事務連絡により特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力を要請することを含めて、地域の感染状況等を踏まえて慎重に検討を行うこと。なお、当該ガイドラインの策定は6月18日までに行われるよう準備が進められる予定であるので、留意されたい。また、クラスターが発生した場合は、(1)により対応すること。

(3) 感染拡大の傾向がある都道府県における対応

基本的対処方針の三(3)6)③に記載されているとおり、緊急事態宣言の再指定基準の半分程度の新規報告者等が見られる等感染拡大の傾向がある都道府県においては、国と連携して、迅速かつ適切に特措法第24条第9項に基づく措置等を講ずること。

(4) 有効な感染拡大防止策の周知

都道府県は、施設の管理者等に対して、施設利用者の名簿を作成

して連絡先等を把握しておくことや、導入が予定されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。

#### (5) 感染拡大予防ガイドラインの更新

業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインについては、感染状況の変化等に応じて随時更新されることとなるものであることに留意されたい（例えば、6月以後にクラスターが発生した業種については、当該クラスター発生や感染拡大の原因に応じ、ガイドラインの内容が見直されることとなる。）。

### 5. 出勤

都道府県は、基本的対処方針の三（3）6）①に基づき、引き続き事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

### 6. その他

- ① 都道府県は、基本的対処方針の三（3）6）④に基づき、2～4の取組を行うに当たっては、あらかじめ当室と迅速に情報共有を行うこと。
- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- ③ 外出自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の段階的緩和の目安については、別紙にその概要がまとめられているので、参照されたいこと。

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 小池・國藤・井上・寺井

直通 03(6257)3085

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

< 基本的な考え方 >

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

### <具体的な当てはめ>







時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
<b>【移行期間】</b> ステップ① 5月25日～	○ <b>【100人又は50%<sup>(注)</sup> (屋外200人)】</b> * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ <b>【100人又は50%】</b> * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ <b>【100人又は50% (屋外200人)】</b> * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ <b>【1000人又は50%】</b> * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ <b>【1000人又は50%】</b> * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ <b>【無観客】</b> (ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ <b>【5000人又は50%】</b> * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ <b>【5000人又は50%】</b> * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ <b>【5000人又は50%】</b> * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
<b>【移行期間後】</b> 感染状況を見つ、 8月1日 を目指 * ステップ③から約3週間後	○ <b>【50%】</b> * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ <b>【50%】</b> * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ <b>【50%】</b> * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援	△ <b>【十分な間隔】</b> (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

## 外出自粛の段階的緩和の目安

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

○ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
<b>【移行期間】</b> ステップ① 5月25日～	 * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	
ステップ① 6月1日～	 * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	* 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
<b>【移行期間後】</b> 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後		 * GoToキャンペーンによる支援



# クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
<b>【移行期間】</b> ステップ① 5月25日～	×～△  * 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。	×～△  * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ① 6月1日～	* 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。	
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		○  * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○  * 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。	* クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。
<b>【移行期間後】</b> 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後	* クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。	

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

## 「第 27 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 2 年 5 月 26 日（火）16 時 00 分  
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

### 【危機管理監】

それでは第 27 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

まず、対策本部会議のいつもの資料に従いまして、私の方から状況についてご説明をいたします。

資料を 1 枚おめくりください。新型コロナウイルスの関連肺炎に関する対応状況でございます。世界の状況ですが、世界では 535 万人を超える感染者数、そして、34 万人を超える死亡者数が出ております。その下国内の発生状況になります。感染者数の合計が 1 万 6404、死亡者数が 830 名という値になっております。一番下が都の発生状況です。昨日 19 時 45 分の時点で、5160 名の方が陽性患者として出ております。

一枚おめくりいただきまして、そのあとは国の動き、そして 1 枚おめくりいただいて都の動きですね。特段大きな変更はありません。そのあとの都の対応に関しましても、大きな変更はございません。

資料をおめくりいただきまして、新型コロナウイルス感染症への各局の対応ですが、昨日の対策本部会議以降、新たな取り組みについては、2 ページおめくりください。

生活文化局のところの一番最後の項目になります。下線引いてありますところ感染症拡大防止対策を講じた上でというところでパスポートの申請受付に関して、6 月 1 日から再開をするということとなっております。

資料を 3 枚おめくりください。本日の次第でございます「ロードマップの改定」2 枚資料をお付けしております A4 横の資料になります。

総務局長からご説明をお願いいたします。

### 【総務局長】

はい。お疲れ様です。資料をご覧いただきたいと思っております。

昨日、国において、都を含むと一都三県の緊急事態宣言が解除されました。これによって、日本全国の緊急事態宣言が解除されたところでございます。

これと合わせまして、国は基本的対処方針を改定するとともに、事務連絡を発出いたしまして、緊急事態宣言が全面的に解除された後の、都道府県の対応についての方針が示されました。

この改定等を受けまして、5 月 22 日に策定した「新型コロナウイルス感染症を乗り越え

るためのロードマップ」につきまして、外出自粛やイベント体制の自粛、事業者に対する休業要請について、一部その内容を改定することといたしましたので、ご説明をさせていただきます。

資料の赤くなっている部分が基本的に改定をしたところでございます。

まず、外出自粛についてでございますが、外出時には、「新しい日常」の徹底を求めることとし、あわせて他県への不要不急の移動の自粛については、国の方針とあわせて、期限を6月18日までと定めることといたしました。

次に、イベント開催に係る段階的緩和についてでございます。今般イベントの規模要件、時期について、国から具体的に示されたことを受けて、ロードマップもこれに合わせて見直しております。具体的には、本日から実施しているステップ1と、次のステップ2では、屋内であれば100人以下、屋外であれば200人以下までのイベントを開催可能としております。また、ステップ3に移行した後、6月19日以降は1000人以下、7月10日以降は5000人以下までのイベントを開催可能といたします。

なお、感染状況を見つつ、8月1日を目途にいたしまして、屋内については収容定員の半分以下、屋外については人数の制限を設けない予定でございますが、これにつきましては、国が別途取扱いを通知することといたしておりますので、その時点で、再度判断をしていきたいと考えております。

いずれのステップにおいても、屋内については、収容定員の半分程度以内の参加人員とすること、また屋外については人と人との距離をできるだけ2メートル以上確保できることを要件といたしております。

最後に、事業者に対する休業要請の緩和についてでございますが、スポーツジムについては、ステップ2に含めることとし、カラオケ及び接待を伴わないバーについては、ステップ3に含めることといたしました。

また、接待を伴う飲食店等及びライブハウスにつきましては、安全性の確保に向けて、国において6月18日を目途にガイドライン等の策定を進めており、国の方針が決定され次第、緩和について判断をして参ります。

今後も国の動向や都内の感染状況などを注視しつつ、このロードマップに基づきまして、適切に対応して参りたいと思っております。

なお、施設別の細かい休止要請の緩和施設につきましては、お配りした資料を後ほどご覧いただきたいと思っております。私からは以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして、政策企画局長から、都民利用施設、或いは都の主催イベントにつきまして、ご説明をお願いいたします。

### 【政策企画局長】

私からは、休止中の都民利用施設及び都主催のイベントの取扱いについてでございます。

まず、休止中の都民利用施設についてですが、本日改訂される「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」のステップに応じまして、順次再開をお願いいたします。再開にあたりましては、「東京都感染拡大防止ガイドライン」や、各業界団体が作成をいたしましたガイドライン等を参考に、万全の感染拡大防止策を講じるようお願いいたします。

次に、都主催のイベントについても、本日見直されましたロードマップに沿って、感染拡大防止策を講じた上で、順次再開をお願いいたします。

都民利用施設の再開、都主催イベントの実施にあたりましては、各局からそれぞれプレス発表で都民の皆様への周知を図っていただきますよう、宜しくお願いいたします。

私からは以上です。

### 【危機管理監】

ありがとうございました。

その他、この場にご出席の局長等の皆様でご発言ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。Webexでご参加の局長等の方々からご発言ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、本部長お願いいたします。

### 【都知事】

ご苦勞様でございます。

昨日の夜8時、この都庁、そしてお台場のレインボーブリッジが七色、レインボーにライトアップされたということで、一つの出口と、そして入口と両方が照らされたように感じました。

そして、本日から「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」におけるステップ1に移行したところであります。

昨日の夜、国から通知が発出されております。イベントの規模、スポーツジム等の取扱いなどに関しての詳細が示されたわけでありましたが、これに伴って、先ほど説明がありましたとおり、ロードマップの改定を行ったところであります。

都民、そして事業者の皆様方には、都そして業界団体が策定されたガイドライン等を踏まえた適切な感染拡大防止対策、こちらを徹底していただきたいと存じます。

そしてまた、東京アラートが発動されて、先ほど申し上げたレインボーブリッジであるとか、都庁舎が赤いライトアップがされるようなことが無いよう、引き続きのご協力をお願いしたいと存じます。

これからも、七つの指標に関しましてのモニタリング、しっかり継続をいたします。

そして第2波に備えた体制の整備、そして「新しい日常」が定着、これが入口でございま

すけれども、新しい日常の入口、そして、その後、「新しい日常」そのものが定着をした社会、それを構築するための施策の展開に向けまして、それぞれ各局で知恵を絞っていただきたい。そして、スピード感をもって、課題に取り組んでいただきたいと存じます。

頑張ってください。宜しくお願いします。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。

以上で第27回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。